

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち
みどりの事業活動を支える体制整備

令和8年度予算概算決定額 574百万円（前年度 612百万円）の内数
〔令和7年度補正予算額 4,000百万円（前年度 3,828百万円）の内数〕

＜対策のポイント＞

みどりの食料システム法に基づき基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者が行う、環境負荷低減に資する資材の生産・販売や環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物を用いた新商品の生産・販売、流通の合理化に必要な機械・施設の導入等を支援します。また、みどりの食料システム法に基づき特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者等が行う計画の実施に必要な機械・施設の導入を支援します。

＜事業目標＞

化学農薬・化学肥料の使用量低減等、みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成〔令和12年〕

＜事業の内容＞

1. 基盤確立事業の認定者が行う機械・施設導入支援等

環境負荷低減に資する取組を行う事業者が、みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けて行う機械・施設の導入等を支援します。

① 支援対象となる基盤確立事業の認定取組

資材の生産・販売の取組、新商品の生産・販売の取組、流通の合理化の取組

② 支援内容

（ハード支援）認定を受けた取組の実施に必要な機械・施設の導入

（ソフト支援）農林水産物の調達先の調査、効果検証、情報発信の取組等

※ソフト支援については、基盤確立事業の認定見込み者を含む。

2. 特定計画の認定者等が行う機械・施設導入支援

地域ぐるみで環境負荷低減に取り組む農林漁業者等が、みどりの食料システム法に基づく特定環境負荷低減事業活動実施計画（特定計画）等の認定を受けて行う機械・施設の導入を支援します。

① 支援対象者

ア 特定計画の認定を受けた農林漁業者

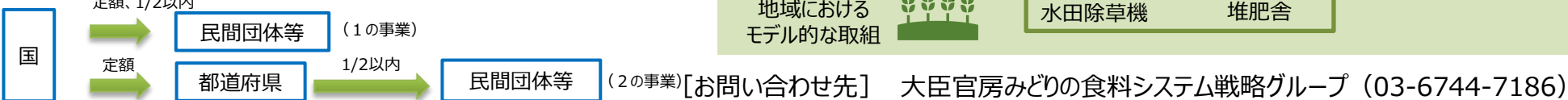
イ 特定計画で関連措置実施者（農林漁業者へ資材・機械等の提供を行う者）に位置づけられた事業者

ウ みどり認定を受けた大規模有機農業者

② 支援内容

認定を受けた取組の実施に必要な機械・施設の導入

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 基盤確立事業の認定者が行う機械・施設導入支援等

＜ハード支援のイメージ＞



ペレット堆肥の製造に係る機械導入



食品加工施設の整備



区分管理のための小規模貯蔵施設の整備

（ハード支援）
交付率：1/2
交付金額の上限：2億円
※総事業費が1億円以上の事業が対象

（ソフト支援）
交付率：定額
交付金額の上限：650万円

＜ソフト支援のイメージ＞



適用作物の拡大に向けた栽培実証



PRのための展示会への出展



生産者の合意形成のための打合せ

2. 特定計画の認定者等が行う機械・施設導入支援

みどり認定者

うち特定計画の認定者・関連措置実施者又は大規模有機農業者



地域におけるモデル的な取組



水田除草機



堆肥舎

認定を受けた取組の実施に必要な機械・施設を導入

交付率：1/2
交付金額の上限
※1経営体で導入する場合
（機械導入支援）：200万円
（施設整備支援）：1,000万円